

2023年6月22日

各位

株式会社 宮崎銀行

投資信託新商品の取り扱い開始について

株式会社宮崎銀行(頭取 杉田 浩二)は、2023年6月26日(月)より投資信託新商品の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

引き続き当行は、お客さまの幅広いニーズにお応えし、更なる商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日
2023年6月26日(月)
2. 取り扱い
店頭および個人向けネットバンキングサービス「いっちゃんえっと」
3. 商品概要

商品名	①キャピタル世界株式ファンド ②キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ) ③キャピタル世界株式ファンド年2回決算(分配重視) ④キャピタル世界株式ファンド年2回決算(分配重視/限定為替ヘッジ)	
運用会社	キャピタル・インターナショナル株式会社	
主要投資対象	新興国を含む世界各国の株式等	
商品の特長	・キャピタル世界株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の投資信託証券に投資を行い、実質的に世界各国の株式等へ分散投資をすることで信託財産の中長期的な成長を目指す。 ・長期的な成長が期待される有望企業を市場がその価値を認識する前に発掘し、いち早く投資を行う。	
主なリスク (目論見書記載)	・価格変動リスク ・為替変動リスク ・金利変動リスク ・信用リスク ・流動性リスク ・カントリーリスク	
決算日	①キャピタル世界株式ファンド ②キャピタル世界株式ファンド (限定為替ヘッジ)	毎年8月20日 (休業日の場合は翌営業日)
	③キャピタル世界株式ファンド 年2回決算(分配重視) ④キャピタル世界株式ファンド 年2回決算 (分配重視/限定為替ヘッジ)	毎年2月20日および8月20日 (休業日の場合は翌営業日)
信託期間	無期限	

設定日	①キャピタル世界株式ファンド	2007年10月29日
	②キャピタル世界株式ファンド (限定為替ヘッジ) ③キャピタル世界株式ファンド 年2回決算(分配重視) ④キャピタル世界株式ファンド 年2回決算 (分配重視/限定為替ヘッジ)	2018年11月15日
申込(販売)手数料	3.3%(税込み)	
運用管理費用 (信託報酬含む)	年率1.701%程度(税込み)	
信託財産留保額	ありません	
解約代金の支払い	換金申込受付日から起算して5営業日目	

《投資信託についてのご注意》

- ・ 投資信託は、価格変動を伴う金融商品のため元本は保証されていません。価格変動の要因としては、価格変動リスク、信用リスク、金利リスク、為替変動リスクなどがあります。ただし、各ファンドによりリスクの内容は異なりますので、必ず各ファンドの目論見書および目論見書補完書面を十分にお読みください。
- ・ 当行での投資信託のご購入では、申込時には「申込手数料」(約定日の基準価額に対して最大3.30%(税込))、換金時には「信託財産留保額」(約定日の基準価額に対して最大0.5%)、運用期間中は「信託報酬」(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.42%(税込))および「その他の費用<組み入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査報酬等>」(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません)などがかかります。また、当該手数料の合計額についてもファンドによってまたファンドを保有される期間等に応じて異なりますので表示できません。これらの情報については各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等を十分にお読みいただくとともに、ご不明な点は取扱店にお問い合わせください。
- ・ 投資信託の運用による利益・損失はご購入されたお客さまに帰属します。
- ・ お申し込みの際は、ご購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面を十分にお読みください。目論見書および目論見書補完書面は当行の取扱店にご用意しています。インターネット投資信託では、目論見書等をPDFファイルで電子交付しています。
- ・ 投資信託は金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除(クーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・ 当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当金収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

【商号等】株式会社宮崎銀行(登録金融機関)九州財務局長(登金)第5号

【加入協会】日本証券業協会

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行 マネーコンサルティング部
担当:岩原・飯干
TEL:0985-32-8350